

府消委第 95 号  
令和 7 年 6 月 11 日

農林水産大臣 小泉 進次郎 殿

消費者委員会委員長 鹿野 菜穂子

答 申 書

令和7年6月10日付け7農産第1221号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

国民生活安定緊急措置法第26条第1項、第31条及び第37条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令を制定することについて

以上